

## 政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和3年1月12日（火） 9時00分～9時40分
2. 場 所：第一会議室
3. 事 案 名：三山老人デイサービスセンターの跡地の活用について
4. 出 席 者：市長、辻副市長、山崎副市長、建設局長、総務部長、市長公室長、秘書課長、  
財政課長  
＜所管部局＞企画財政部長、生涯学習部長、行政経営課長、同課課長補佐、  
文化課長、同課課長補佐、郷土資料館長、同館館長補佐  
＜関係部局＞健康福祉局長、健康・高齢部長、高齢者福祉課長、同課課長補佐  
＜事 務 局＞政策企画課長、同課課長補佐
5. 審議概要：

### (1) 事案の論点

三山老人デイサービスセンター廃止に伴う空きスペースについて、旧吉澤野球博物館や玉川旅館からの寄贈資料、市所蔵の美術関連資料の保管・調査・研究場所等として活用したい。

### (2) 説明概要

- 令和3年3月31日で廃止する三山老人デイサービスセンター（併設の「高齢者ふれあいの部屋」部分を含む）の空きスペースについて、旧吉澤野球博物館の資料や玉川旅館からの寄贈資料、市所蔵の美術関連資料の保管・調査・研究場所として活用する。
- 各種資料を三山老人デイサービスセンター跡地に移転することで、郷土資料の集約ができるほか、保管場所と調査研究スペースの一体化による作業効率の向上等が見込まれる。
- スケジュールとしては、令和3年4～5月に施設修繕や棚等の備品設置を行い、6～7月に資料を移転することを想定している。

### (3) 質疑・意見等

- 資料は全て三山老人デイサービスセンターの空きスペースに収容可能か。  
（回答）棚を新たに設置することで、資料は全て収容可能である。
- 文化課と郷土資料館の両方の学芸員が利用するのか。  
（回答）両方の学芸員が利用する。文化課の学芸員は週1日程度、郷土資料館の学芸員も週数日程度である。
- 資料移転後の運営・活用方法について、具体的なスケジュールを整理すること。
- 高齢者ふれあいの部屋設置時の利用者に対する周知及び県補助の取扱いについて確認すること。

### (4) 審議結果

継続審議とする。高齢者ふれあいの部屋設置時の利用者に対する周知及び県補助の取扱いについて確認した後、再度政策会議に諮るものとする。

## 政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和3年1月21日（木）
2. 場 所：書面開催
3. 事 案 名：三山老人デイサービスセンターの跡地の活用について
4. 出 席 者：市長、辻副市長、山崎副市長、建設局長、総務部長、市長公室長  
＜所管部局＞企画財政部長、生涯学習部長、行政経営課長、文化課長、郷土資料館長  
＜関係部局＞健康福祉局長、健康・高齢部長、高齢者福祉課長
5. 審議概要：

### (1) 事案の論点

三山老人デイサービスセンター廃止に伴う空きスペースについて、旧吉澤野球博物館や玉川旅館からの寄贈資料、市所蔵の美術関連資料の保管・調査・研究場所等として活用したい。

### (2) 説明概要

- 三山老人デイサービスセンターに併設する高齢者ふれあいの部屋設置時の利用者に対する周知として、広報等では「地域の高齢者の皆さんが趣味やレクリエーション活動を行うことができるとともに、小学生との世代を超えた交流の場」として周知した。その他、地域の自治会等に対し、個別に周知は行っていない。
- 当該施設は、整備当初に県の高齢者ふれあいの家整備モデル事業費補助金（25,000,000円）を受けている。
- 財産処分の方法としては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、
  - ①デイサービスセンターが本市において充足しているとの判断の下で、
  - ②経過年数が10年以上である施設である場合、「包括承認事項」に該当するため、県に報告すれば財産処分（補助金返還も不要）可能である。

### (3) 質疑・意見等

- 特になし。

### (4) 審議結果

提案通り了承する。